

公 売 保 証 金 の 振 込 み に つ い て の 注 意 事 項

- 1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。

※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。

- 2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、沖縄国税事務所が指定した預金口座に入金済となる必要があります。この振込みに関しては、必ず「電信」としてください。また、振込手数料については、入札者の負担となります。なお、振込みは郵送による期間入札の入札期間内にお願いいたします。

注1) 振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。

（記載例）「1 2 3－1 国税太郎」 「2 3 4－2 株式会社納税商事」など

注2) 期間入札に係る入札期間内に、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。

- 3 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。

公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。

※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。

なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還を行います。

- 4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の公売保証金の払渡請求欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。（※公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者の買受代金納付後）、3週間程度かかる場合があります。）

（注） 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求欄」の「振込先の金融機関名」、「口座番号」及び「氏名（名称）」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。

- 5 公売保証金(買受代金)の振込先(主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座)は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金 融 機 関	沖縄銀行 内間支店
	預金の種類	普通預金
	口 座 番 号	1 9 7 8 6 5 6
	口座名義人	沖縄国税事務所 主任歳入歳出外現金出納官吏 (オキナワコクゼイシムショ シュニンサイニュウサシユツカ イゲンキンスイワカンリ)

※ この口座は沖縄国税事務所の期間入札公売用の振込口座ですので、沖縄国税事務所の期日入札公売や税務署等が実施する公売には利用できません。